行政情報の総合誌
時評 2022.8

PATROL

官邸/内閣府 8
岸田　文雄／松野　博一
小林　鷹之／磯﨑　仁彦

総務省 10
金子　恭之／山下　哲夫
竹内　芳明／増田　寛也

法務省 12
古川　禎久／金子　　修

外務省 13
鈴木　貴子／植野　篤志

財務省 14
鈴木　俊一／神田　眞人

金融庁 15
中島　淳一／栗田　照久

文部科学省 16
義本　博司／伯井　美徳
平田　　直／渡邉　力也

厚生労働省 18
大島　一博／藤原　朋子
川又　竹男／伊原　和人

農林水産省 20
金子原二郎／渡邉　洋一

経済産業省 21
萩生田光一／保坂　　伸

国土交通省 22
藤井　直樹／瓦林　康人
髙橋　一郎／堀田　　治

環境省 24
山口　　壯／神ノ田昌博

防衛省 25
岸　　信夫／山崎　幸二

日　銀 26
黒田　東彦／半沢　淳一

地方自治体 27
黒岩　祐治／吉村　洋文

※本誌の取材時はマスク着用やアクリル板設置等の対応をしておりますが、撮影のため一時的にマスクを外していただく場合もあります。

◆探訪／国立研究開発法人

空から海まで分野横断的に国民生活向上を目指す

海上・港湾・航空技術研究所　理事長
栗山　善昭

28

◆内閣官房デジタル田園都市構想政策最前線

前 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官
新井　孝雄

デジタル田園都市国家構想について

40

◆環境省地域脱炭素推進政策最前線

脱炭素の取り組みで進める地域の活性化

前 環境省大臣官房
地域脱炭素推進総括官
上田　康治

46

変わらない絶望？　6
人材枯渇が進む霞が関への処方箋

◆集中連載：所有者不明土地の存在に今後どう対応していくのか ―――― 58

将来に向けて現在手を打つべき所有者不明農地と森林対策

農林水産省
大臣官房審議官（兼経営局）
長井　俊彦

林野庁森林整備部
森林利用課長
川村　竜哉

◆国土交通省港湾政策最前線 ―――― 66

カーボンニュートラル実現に向けた港湾政策

国土交通省港湾局海洋・環境課長　衛藤　謙介

◆国土交通自動車情報政策最前線～図柄入りナンバープレートを活用したまちづくり

地方版図柄入りナンバープレート第3弾募集がスタート。

72

国土交通省自動車局自動車情報課長　波々伯部信彦

広域連携強化のツールとして、図柄入りナンバープレートを活用していく

78

青森県弘前市長　櫻田　宏

◆経済産業省通商政策最前線 ―――― 84

今後の日韓経済関係を展望する

経済産業省通商政策局韓国室長　出雲　晃

行政情報の総合誌
時評 2022.8

100 末松広行と語る、危機を乗り越えるトップの決断とは

品質と希少性のベストミックスで
「世界一の高級化粧品メーカー」を目指す

株式会社アルビオン　代表取締役社長　小林　章一

109 話題の論点

「大きな物語」としての経済安全保障

中曽根平和研究所　白石　重明

集中連載 ヘルスケア・イノベーション2
人間中心の新たな豊かさ

120 「介護予防」の最前線でイノベーションを推進。介護現場の課題解決に一石を投じる

オムロン株式会社執行役員・イノベーション推進本部長　石原　英貴

124 遺伝子・タンパク質・臓器診断領域から適切な医療データを提供し、「プレシジョン・メディシン」の確立を目指す

コニカミノルタ株式会社専務執行役　ヘルスケア事業本部長　藤井　清孝

128 新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す
シオノギのヘルスケアイノベーション

塩野義製薬株式会社執行役員　DX 推進本部長　塩田　武司

行政情報の総合誌
2022.8 時評

一戦後人の発想　俵　孝太郎

世界は戦後の第４期に入った

米・中は二極の新冷戦体制へ
ロシアは大型北朝鮮に堕ちる
日本は基礎から根本的再建へ

92

◇喜多村悦史先生の社会保障夏季集中講座　令和４年度（中）

少子化を怖れない社会保険制度に

総合社会政策研究所代表 元内閣府経済社会総合研究所 総括政策研究官　喜多村悦史

114

多言数窮 36
「非常時」のない国
国土学総合研究所長　大石 久和

知財の深層を探る 52
経済政策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律
金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科科長兼教授　棚橋 祐治

ふしぎな社会・おかしな行政 142
どん底の日本経済は再建できるか
群馬大学名誉教授　稲葉 清毅

ヒトの知能とキカイの知能 90
人間の最後の砦
森田 浩之

アジアの小窓 57
「南樺太戦争」から学べ
アジア母子福祉協会監事　寺井　融

「悪党」の世直し論 132
「デート経験なし４割」で何か？
小田原松玄

菜々子の一刀両断！ってわけにはいかないか・・・ 138
オンライン資格確認
総合社会政策研究所　寺内 香澄

我流彩時記　本棚の漫歩計 64
勁く烈しい女たち
清水 義高

CONTENTS

TOPICS
「あかふじまい」新キャラクターにお笑い芸人蛙亭・イワクラが就任/神明ホールディングス — 35
第18回IPCC写真倶楽部展、2年半ぶりに開催 — 39

BOOK REVIEW
『中小企業のSDGs』(野村佐智代／日本中小企業・ベンチャー ビジネスコンソーシアム 編) — 137

編集室だより　150
表紙のことば　金子　一義　150

探訪／国立研究開発法人

空から海まで分野横断的に国民生活向上を目指す

海上・港湾・航空技術研究所 理事長　**栗山　善昭**

通称“うみそら研”こと海上・港湾・航空技術研究所は文字通り、空から港、そして海までを対象として包括するスケールの大きな研究所だ。個別の研究所としてそれぞれ長い歴史を刻んできたものの2016年に“うみそら研”として統合以後、シナジー効果を発揮すべく研究者は日々、新たな領域にチャレンジしている。今般の2050カーボンニュートラルをはじめ、国民生活向上に向けて新技術の開発に勤しむ同研究所の現在を栗山理事長に聞いた。

くりやま　よしあき

東京工業大学工学部土木工学科卒業。昭和58年運輸省入省、港湾技術研究所水工部漂砂研究室、平成10年運輸省港湾技術研究所海洋環境部漂砂研究室長、22年独立行政法人港湾空港技術研究所海洋・水工部長、27年独立行政法人港湾空港技術研究所研究主監、28年国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所理事、港湾空港技術研究所長、令和2年4月より国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所理事長。平成13年4月博士（工学）、東京工業大学。15年7月技術士、建設部門。

海と空をつなぐ、位置情報

――まずは簡単に、貴研究所の沿革をご紹介いただけましたら。

栗山　当研究所は2016年4月1日、運輸産業の国際競争力強化、海洋の利活用を技術面から支えることを目的に、当時の海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所および電子航法研究所の、計三つの国立研究開発法人を統合して設立されました。統合以前から各研究所はそれぞれ長い歴史を有し、例えば海上技術安全研究所は1916（大正5）年に逓信省船用品検査所として創立され、既に発足から100年を超えています。以後、各研究所は現代までそれぞれ時代の要請に対応しながら組織変革、統合・分化を繰り返し、最終的に現在の組織体制に至りました。

――海上と港湾は一体的な分野というイメージがありますが、加えて航空分野となると、文字通り空から海まで対象が非常に幅広いですね。

栗山　歴史的にはもともと、現うみそら研の構成につながる旧・船舶技術研究所の中に電子航法部門がありました。船舶でもレーダーを使用しますので、その点ではまさに空も海も共通点があり、下って現在、衛星を介した位置情報の重要性が年々高まりを見せていることから、海上、港湾に電子航法が加わっているのはある意味で非常に大きな強みとなっています。

特に現在研究を進めている自動運航船や船舶の遠隔操作などにおいては、位置情報が極めて重要です。準天頂衛星「みちびき」の機能を活用すると、GPSなどに比べて格段に高精度の位置情報を得ることが可能となります。もともとこの技術は電子航法分野において開発され、現在も研究されていますが、それを船舶分野にも応用することで新たな技術開発の道が開けてきたと言えるでしょう。

――では、分野横断的な研究以外で、現体制を構成する個々の研究所ではどのような研究を行っているのでしょう。

栗山　海上技術安全研究所では、海上輸送の安全の確保、海洋環境の保全、海洋の開発、海上輸送を支える基盤的な技術開発を。港湾空港技術研究所では、沿岸域における災害の軽減と復旧、産業と国民生活を支えるストックの形成、海洋権益の保全と海洋の利活用、海域環境の形成と活用。そして電子航法研究所では、軌道ベース運用による航空交通管理の高度化、空港運用の高度化、機上情報の活用による航空交通の最適化、関係者間の情報共有および通信の高度化な

◆環境省地域脱炭素推進政策最前線

脱炭素の取り組みで進める地域の活性化

前 環境省大臣官房地域脱炭素推進総括官 上田 康治

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、カギを握るとされるのが地方・地域における脱炭素推進の取り組みである。政府は現在、ゼロカーボンシティの実現を目指し、国と地方の協働による脱炭素先行100地域および脱炭素ドミノの創出に向けて、新たな交付金制度やファンドの設立等の施策を相次いで打ち出している。これら地域脱炭素推進の現状を、上田康治・大臣官房地域脱炭素推進総括官（当時）に解説してもらった。

うえだ やすはる

昭和40年4月生まれ、広島県出身。東京大学経済学部卒業。平成元年環境庁入庁、平成24年環境省環境保健部環境安全課長、25年総合環境政策局総務課長、28年自然環境局総務課長、29年大臣官房秘書課長、30年大臣官房審議官、令和2年大臣官房政策立案総括審議官（併）公文書監理官、3年内閣官房内閣審議官、環境省大臣官房地域脱炭素推進総括官、4年7月より総合環境政策統括官。

転換点となったパリ協定

現在、環境省で進めている地域脱炭素の取り組みについて、施策の内容と背景をご説明します。地球は、太陽光が地表を照らして放射される熱を、温室効果ガスや雲が吸収して下向きに戻し、大気をあたためることで人が住める温度になっています。ところが温室効果ガスの増加により熱の吸収が増え、気温が上昇している、これが地球温暖化のメカニズムです。

この科学的知見は、長期的に進行している気温の上昇や、温室効果ガスの濃度の着実な上昇等のデータによって裏付けられています。また温室効果ガスの増加原因の中でも人為起源の排出量が、明らかに近年の工業化以降、特に戦後に急増していることから、地球温暖化は人為起源による影響であることが国際社会のコンセンサスとなっています。

世界気象機関と国連環境計画は、人為起源による地球温暖化の影響等に関して科学的、技術的、社会経済学的な見地から評価を行うため、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）を設置しました。現在は第6次報告書の公表プロセスが進行中です。これを踏まえて地球温暖化、気候変動対策が世界的に進められています。

1990年に出た第1次評価報告書は「人為起源の温室効果ガスは気候変動を生じさせる恐れがある」と位置付けました。これが発端の一つとなり、92年にリオで開催された地球サミットにおいて合意された、気候変動枠組条約につながりました。その後、先進国に対し削減目標を作る枠組みとして97年に「京都議定書」が採択されました。当時はCO_2排出量の6割を先進国が占めていましたが、途上国の割合がさらに増えると予測され、途上国も含めた世界全体の気候変動抑制に関する枠組みとして出来たのがパリ協定です。このスタートラインとなったのが、2013～14年にかけて公表された第5次評価報告書です。

この報告書の鍵は、第1次報告書の「気候変動を生じさせる恐れがある」から「可能性が極めて高い」へと断定表現が強くなったことに加え、温暖化による具体的な影響が科学的知見からも明らかになり、気温の上昇は2度以内に抑えなければならないと議論が固まったことです。これにより、累積排出量が気温の上昇と比例関係にあるという新見解をあてはめると、2度に抑えるためには化石資源の燃焼に伴い発生するCO_2をあと何ギガトン排出できるのかが見えてきて、先進国と途上国が同じ枠組の下で、排出量ゼロを目指さなければならないとの見解が広まり、パリ協定の合意に向けた原動力の一つとなったと考えます。

パリ協定では21世紀末までに温室効果ガス排出量ゼロを目指すという合意が採択され、脱炭素化に向けた転換点となり、日本も低炭素から脱炭素へと施策の質が大きく変わりました。さらに2018年に公表されたIPCCの1・5度特別報告書では、人類が快適で安全な生活を安定して享受するためには気温の上昇を2度ではなく1・5度に抑えなければならないという見解が示され、そのためには、2050年前後には温室効果ガス排出量を正味ゼロにする必要があると報告されたのです。

環境問題イコール経済問題の浸透

このように、科学的データが気候変動による世界の政治経済の出発点となっています。

また、企業活動の分野でも、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）情報を考慮した上で企業を評価し、投融資を行うESG金融の市場が拡大しており、近年は日本も大きな伸び率を示しています。世界が環境問題をイコール経済問題として捉えるようになった一例でしょう。

この他にも、事業者が自らの温室効果ガス排出量（Scope1）だけでなく、事業所で使用するエネルギーに伴う排出（Scope2）と、関連する上流下流の企業の排出（Scope3）も含めて排出量ゼロを目指す取り組みも例としてあげることができます。海外の先進的な企業は、取引先企業に対してカーボンニュートラルや再生可能エネルギーの使用を求めるといった動きがあり、金融面での取り組みも背景にあると考えます。

日本でも、大手金融機関だけでなく地銀でもESGに取り組み、環境分野で差異をつけようとする動きが多く見られ、環境省では環境プロジェクトについてリスクのシナリオ分析等で情報提供の協力をしています。

とはいえ今の技術だけでは2050年カーボンニュートラル達成は難しく、イノベーションの力に頼らなくてはなりません。いかに技術革新に向けて資金を回すか、民間だけでなく公的分野もリスクマネーを負う流れが世界でも進んでいます。

◆内閣官房デジタル田園都市構想政策最前線

デジタル田園都市国家構想について

前 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官 新井 孝雄

岸田政権における成長戦略の重要な柱、デジタル田園都市国家構想。大平正芳政権時代の田園都市国家構想をベースに、デジタル技術を活用して地方が抱える社会課題を解決し、活力ある地域の創生を目指していく。6月に策定された基本方針では四つの柱が明示され、現在は「Ｄｉｇｉ田（デジデン）甲子園」も開催されるなど具体化へ向けて盛り上がりを見せている。同構想のあらましと意義、そして今後を新井氏に解説してもらった。

あらい たかお

昭和40年4月24日生まれ、東京都出身。東京大学経済学部卒業。平成元年郵政省入省、28年内閣官房副長官補付内閣参事官、30年総務省大臣官房会計課長兼予算執行調査室長、31年中部管区行政評価局長、令和2年内閣官房副長官補付内閣審議官兼まち・ひと・しごと創生本部事務局次長兼内閣府地方創生推進室次長兼地方創生推進事務局審議官、3年デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官、4年6月より関東総合通信局長。

三つの〝不〟解消へデジタルを駆使

岸田内閣では、「新しい資本主義」の実現に向けた成長戦略の重要な柱として、デジタル田園都市国家構想（以下、構想）を掲げています。この構想は、地方の豊かさを維持しつつ、現在抱える社会課題を解決し、利便性と魅力を備えた新しい地方像を提示するものとして期待されています。6月7日には構想の基本方針も閣議決定され、今後は年末を目途に、デジタル田園都市国家構想総合戦略が策定される見通しとなります。

構想の基本的な考え方、それは現在の地方が抱える不便、不安、不利という「三つの不」を、デジタル技術を使って解消し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す、というものです。デジタル技術は、人口減少や過疎化、産業空洞化など、地方の社会課題を解決するためのカギであり、新しい価値を生み出す源泉と位置付けられています。このため、デジタルインフラを整備して官民双方による地方でのＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進し、長らく続く東京圏一極集中の是正と、地方から全国へボトムアップの成長の推進を図る、さらには社会課題解決の過程で生じたソリューションを将来的に海外へ発信していく、これが構想具体化の先にある最終的な目標となります。この構想を実現することで、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、サステナビリティの向上、そして心豊かな暮らし、すなわち〝Well-being〟、また〝誰一人取り残されない〟多様性を尊重する社会の実現が期待されています。

背景の主因となる東京圏一極集中の状況ですが、基調としてはこれまで一貫して東京圏への転入超過数が増加する傾向が続いており、そのため東京圏一極集中の是正と地方の活性化が政府として長年のミッションとなっていました。２０１９年には東京への転入超過数が約14万５５７６万人にも及びました。とくに10代後半から20代の若年層が大部分を占めています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、２０２０～21年は東京圏への転入超過数が大きく減少し、時には転出超過となる月も出ています。

また、内閣府の意識調査によると、東京圏在住者のうち、地方移住への関心を持つ層が、特に20代という若い世代で増えつつあります。テレワークによって「地方でも同様に働けると感じた」ためで、回答全体の４分の1を占めていました。コロナ禍に基づくテレワークの定着、またデジタルインフラの整備の進展など、デジタル技術を活用し、東京圏一極集中の是正にアプローチする機運が高まりを見せてきました。

とはいえ、地方から東京圏へ転入超過の背景には、賃金水準の格差や雇用の受け皿不足、教育や子育て、医療に対する不安などの社会課題が深刻化していることも大きな要因となっています。従ってインフラの充実だけでなく、デジタル技術を使ってこれら各課題の解決を図ることが一極集中是正には欠かせない、これが構想の目指す姿であると言えるでしょう。既に各地では、ＩＣＴオフィスの整備、遠隔教育の充実、医療系Ｍａｓの導入など、社会課題克服に向けた具体的な事例が生じつつあり、これを面的に広げていくことが構想の根幹になると思います。

三つのポイント、四つの柱、七つの前提

２０２１年11月11日に開かれた第１回「実現会議」（議長：内閣総理大臣）において構想のコンセプトが掲げられましたが、これには三つのポイントがありました。

一つ目は「地方の豊かさをそのままに、利便性と魅力を備えた新たな地方像の提示」。これは大平正芳元総理が当時提唱した「田園都市国家構想」に対し岸田総理がデジタルを付加して、現代的構想として蘇らせた点です。二つ目は、成長戦略の重要な柱であること。地方から国全体へのボトムアップの成長を目指す構想となっています。三つ目は、国が積極的に共通的基盤の整備を行い、地方は、これらの効果的活用を前提に、地方の個性やニーズを積極的に生かした活性化を図るという、国と地方の大きな役割分担を明記している点です。

そして本年６月７日に策定された基本方針では、構想を構成する四つの柱が示されました。すなわち「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決」「デジタル人材の育成・確保」「構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備」「誰一人取り残されないための取り組み」です。

このうち、人材育成、基盤整備、誰一人残されないための取り組みの各柱は、構想を推進する上での前提あるいは環境整備に当たり、国が主導して行うべきものと言えるでしょう。その上で地方が、自主的・主体的に社会課題解決を図るという構図になっており、これは前述の、国の共通的基盤整備をもとに地

◆集中連載：所有者不明土地の存在に今後どう対応していくのか

将来に向けて現在手を打つべき
所有者不明農地と森林対策

農林水産省　大臣官房審議官（兼経営局）　長井　俊彦
林野庁　森林整備部森林利用課長　川村　竜哉

集中連載の最終回に当たる今号では、農地と森林に焦点を当てる。そもそも農地や森林の資産価値低下や後継者の都市生活化、多岐にわたる相続対象者などの複合要因が、所有者不明土地を生む遠因であると言えるだろう。しかも農地に関しては所有者が曖昧ながら現在なお耕作されている地域が多いという特殊な状況もある。将来に向けて問題がさらに顕在化しないようどのような手立てが講じられているのか、長井審議官、川村課長に解説してもらった。

所有者は不明ながら現在も耕作

――所有者不明問題について、農林水産省としてはどのような問題意識のもと対応に臨んでおられるのでしょうか。

長井　農地の場合、宅地に比べて転用規制が強い等の理由で資産価値がそれほど高いとは言い難く、それ故に農地の相続が発生しても相続人が権利をきちんと保全しようという意識がなかなか働きません。遺産分割も滞り、結局はそのまま放置されるケースが多くみられます。また相続人が増えると権利関係の調整がますます複雑になり、最終的に農地が誰の所有か分からなくなる、という経過をたどることになります。

農業の生産性向上を図るには、やはり一定のまとまった区画や面積が求められますので、所有者不明農地が点在すると非効率な耕作を余儀なくされ、生産性にも影響を及ぼすこととなります。

――いわゆる所有者不明の農地は、全国にどれくらいあるのでしょう。

長井　２０１６年に行った調査によると、登記人が死亡し、所有者が直ちには判明しない農地が47万７０００ヘクタール、所有者は判明していても、その所在が不明で連絡がつかない土地が、45万８０００ヘクタールあります。足して93万４０００ヘクタールとなり、これは当時の日本の農地面積（４４７万ヘクタール）の２割強にあたります。

ただ、これら93万ヘクタール以上に及ぶ所有者不明農地のうち、本当に何にも使われていない農地は、５万４０００ヘクタールで、所有者不明農地全体の６％ほどにとどまります。

――それはつまり、所有者は不明だけれど、実際には多くの農地で耕作が行われている、ということでしょうか。

長井　はい、所有者は明らかではないものの、今も日々、誰かがその農地を耕作しているケースが多く、所有者が不明であることとは別に農業としては成り立っている状態です。

――農業ならではの特殊な状況ですね。ただ、誰かが耕作することで未利用の農地が抑制されているのは良いことかと。

長井　ただ今後、生産者の高齢化に伴い前述のような相続の停滞、未登記の農地がさらに増えて遊休化する可能性が高いため、現段階で権利関係をきちんと整理するなどの対策を講じておくべきであることは確かです。

法改正で農地バンクへ貸付しやすく

――その課題に対し、農業経営基盤強化促進法の改正や農地法の改正などによって対応されてきたとのこと、そのあらましをお願いできましたら。

長井　相続未登記農地の利用の促進を図る観点から、２０１８年に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正してます。

具体的には、以下の2点を大きく改めました。1点目は、農業経営基盤強化促進法において、農地の相続人が複数にわたる場合、全員の所在や確認が得られなくても一人でも判明していれば、当該相続人からの申し出に基づき、市町村に設置されている農業委員会が探索公示手続きを取った上で、市町村の農用地利用集積計画の対象に載せると、他の不明な所有者の同意を得たとみなして、農地そのものを都道府県に設置された〝農地バンク〟と農地中間管理機構に貸し付けることができるようにする、というものです。農地バンクは中間的に土地を集めて、農業の担い手にまとまった区画を貸し出す機能を有するため、所有者全員の意向を確認する手間が簡略化されることで農地バンクに貸しやすくなり、農地の集約化が進むようになりました。

２点目は、相続人が一人も分からない場合で、これは農地法の改正によって対応しています。遊休農地またはそうなるおそれのある土地については、農業委員会の探索公示を経た上で、都道府県知事が裁定に基づき土地を農地バンクに貸し付けることができるように改めました。どちらの制度も、言わば農地バンクに貸し付けしやすくすることを目的としています。

――探索の範囲も見直されたとか。

長井　はい、登記名義人の配偶者および子に限定しました。その結果、探索したものの所在が判明しない場合は、同意があったものとみなすようにしています。より一層、農地バンクに貸し付けしやすくなりました。

――これらの改正によって、一定の効果があったと思われますが。

長井　1点目の農業経営基盤強化促進法においては改正後、計２７２件、約56ヘクタールが、2点目の農地法においては、

ながい　としひこ
昭和42年３月30日生まれ、長野県出身。東京大学経済学部卒業。平成２年農林水産省入省、平成24年食料産業局食品製造卸売課長、26年生産局農産部地域作物課長、29年経営局総務課長、30年国土交通省大臣官房審議官（都市生活環境担当（都市局））、令和２年農林水産省農林水産技術会議事務局研究総務官、３年７月より現職。